機能ＩＤ	項番	枝番	機能名称	機能要件	実装区分	適合基準日
0120257	10.1.2.		検索対象	土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳、償却資産課税台帳上の情報、納税義務者情報及びそれらの異動履歴について、検索・照会できること。 閉鎖された土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳、償却資産課税台帳上の情報及び納税義務者情報についても検索・照会できること。	実装必須機能	令和８年４月１日
0120258	10.1.3.	1		賦課状況照会画面において、共有者で検索した場合も、その共有者が共有者グループに含まれている固定資産（区分所有を含む。）に紐づく賦課情報を検索することができること。	実装必須機能	令和８年４月１日
0120321	10.1.3.	2		賦課状況照会画面において、同一納税義務者で複数の納税義務者番号を保持している場合、別表第六の機能ＩＤ0120201で関連付けを行っている納税義務者番号において検索できること。	標準オプション機能	
0120322	10.1.3.	3		賦課状況照会画面において、納税管理人で検索した場合に、納税義務者について検索することができること。	標準オプション機能	
0120323	10.1.3.	4		賦課状況照会画面において、相続人・登記名義人で検索した場合も、関連付けを行っている納税義務者の固定資産（区分所有を含む。）に紐づく賦課情報を検索することができること。	標準オプション機能	
0120259	10.1.3.	5		名寄帳について、更正履歴ごとの賦課情報に基づいて発行できること。	標準オプション機能	
0120266	10.1.3.	6		「通知書番号」を検索キーとして、調定情報を検索できること。	実装必須機能	令和８年４月１日
	11.　都市計画税					
	11.1.　都市計画税					
0120260	11.1.1.		都市計画税	都市計画税の機能については、固定資産税の機能要件の例によるものとすること。	標準オプション機能	
	12.　その他					
	12.1.　他システム連携					
0120261	12.1.1.	1	他の標準準拠システムへの連携	庁内データ連携機能（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第十号）に規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。）に従うこと。 税務システムから他の標準準拠システムへの情報連携、または他の標準準拠システムから税務システムへの情報連携については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第八号）に従うこととする。	実装必須機能	令和８年４月１日
0120262	12.1.1.	2		納税義務者について、生活保護システム上の生活保護情報を照会できること。 ＜生活保護情報＞ ・決定年月日 ・履歴番号 ・個人開始年月日 ・個人廃止年月日	標準オプション機能	
0120263	12.1.2.		独自施策システム等への連携	標準準拠システム以外のシステム（独自施策システム等）のうち、当該標準準拠システムを利用する地方公共団体が標準準拠システムとのデータ連携を認めるものとのデータ連携については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令に基づく連携要件の標準に従うこと。 共用アプリケーション等の外部システムとのデータ連携についても、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令に基づく連携要件の標準に従い、外部システムに係る接続仕様書によることとする。	標準オプション機能	

備考
実装必須機能：地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能
標準オプション機能：地方公共団体情報システムに実装するかどうかを事業者が判断する機能
実装不可機能：地方公共団体情報システムに実装してはならない機能